

議案第九号

港区立児童館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童館条例の一部を改正する条例

港区立児童館条例（昭和四十一年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第一条の表同西麻布児童館の項を削る。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

西麻布児童館を廃止するため、本案を提出いたします。